

産廃協

とやま

Vol.126

平成30年7月

美しい郷土をつくるために



一般社団法人 富山県産業廃棄物協会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について

富山県生活環境文化部長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

環政第122号
平成30年5月1日

一般社団法人富山県産業廃棄物協会
会長 橋 正則 様

富山県生活環境文化部長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

本県の環境行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、このことについて、環境省から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員に対し周知くださるようお願いします。

なお、この通知は平成30年3月16日付け環循適発第1803169号・環循規発第1803163号（以下、前回通知という。）第5.1.(2)において示されていなかった「適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者」として、「金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等を含むもの」が明示されたものであり、この通知をもって前回通知は廃止されたことを申し添えます。

【事務担当】

環境政策課廃棄物対策班 石倉
TEL: 076-444-9618 (直通)
FAX: 076-444-3480



写

環循適発第 18033010 号
環循規発第 18033010 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿



環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課



廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等
の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 23 号。以下「改正令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年環境省令第 2 号。以下「改正規則」という。）の施行については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

おって、平成 30 年 3 月 16 日付け環循適発第 1803169 号・環循規発第 1803163 号当職通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 電子情報処理組織を使用した登録及び報告（以下「電子マニフェストの使用」という。）の義務付け（改正法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 12 条の 5 第 1 項等）

運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要のある産業廃棄物

電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要のある産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物とし、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物（改正令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げる産業廃棄物。以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等」という。）は除くこと（改正規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 8 条の 31 の 2）。

なお、令第 2 条の 4 第 5 号ル(8)に掲げるポリ塩化ビフェニルを含む汚泥、廃酸又は

廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものは含むこと。

2 義務の対象者（規則第8条の31の3）

- (1) 当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用の義務対象となること。
- (2) 電子情報処理組織使用義務者が特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）以外の産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、当該産業廃棄物については電子マニフェストの使用の義務対象とならないこと。

3 情報処理センターに登録することが困難な場合（規則第8条の31の4）

- (1) 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由（規則第8条の31の4第1号）としては、例えば、次のような事由が考えられること。
 - ① 電子情報処理組織使用義務者、運搬受託者、処分受託者若しくは情報処理センターのインターネット回線が故障したとき又は電力会社による長期間の停電が起ったとき
 - ② 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象によって、電子情報処理組織使用義務者、運搬受託者、処分受託者又は情報処理センターがインターネット回線を使用することができないとき
- (2) その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合（規則第8条の31の4第2号）としては、例えば、次のような場合が考えられること。
 - ① 離島内等で他に電子マニフェストの使用が可能な収集運搬業者又は処分業者が存在しないとき
 - ② 事業活動により通常排出する特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物が排出される場合であって、当該特別管理産業廃棄物を処理できる電子情報処理組織を使用する収集運搬業者又は処分業者が存在しないとき

4 情報処理センターへの登録及び報告期限

情報処理センターへの登録及び報告の期限については、3日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）以内とすること（規則第8条の31の6等）。ただし、適正処理の確保の観点から、原則としては即時に登録及び報告することが望ましいこと。

5 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者処理計画の記載事項（規則第8条の17の2第11号等）

- (1) 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者処理計画には、全ての特別管理産業廃棄物の排出量を記載する必要があること。
- (2) 電子情報処理組織使用義務者となるか否かは、当該年度の前年度に当該処理計画に記載する特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量の合計を確認し、事業場ごとに判断すること。
- (3) 電子情報処理組織使用義務者となる場合は、当該処理計画に電子マニフェストの使用に関する事項について記載する必要があること。また、当該年度の前年度に当該処理計画に記載する特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が50トン未満の場合等は、当該処理計画に、次年度について電子情報処理

組織使用義務者とならない旨を記載すること。

- (4) あらかじめ規則第8条の31の4各号に定める情報処理センターに登録することが困難な場合に該当することが明らかである場合は、当該処理計画にその旨及び理由を記載すること。

6 電子情報処理組織使用義務者がやむを得ない事由により産業廃棄物管理票を交付した場合の措置

電子情報処理組織使用義務者がやむを得ない事由により産業廃棄物管理票を交付した場合は、当該管理票の備考・通信欄にその理由を記載すること（規則第8条の21第12号）。

7 罰則等の適用

- (1) 電子情報処理組織使用義務者が規則第8条の31の4各号に掲げる事項に該当しないにもかかわらず産業廃棄物管理票を交付した場合は、法第12条の6の勧告及び命令等の対象となり得ること。
- (2) 電子情報処理組織使用義務者が電子マニフェストの使用（登録の場合）をするときに、虚偽の登録をした場合には罰則の適用があること（法第27条の2第9号）。

第二 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の創設（法第12条の7等）

1 認定の基準（法第12条の7第1項及び第3項等）

二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。以下第二において同じ。）を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、共同して、次の基準のいずれにも適合していることについて、当該処理に係る区域を管轄する都道府県知事の認定を受けることができること。都道府県知事は、当該二以上の事業者が当該基準のいずれにも適合していると認めるときは、認定をされたいこと。なお、保管のみを行う場合など、収集、運搬又は処分のいずれも行わない場合は、認定の対象とならないこと。

(1) 二以上の事業者の一体的な経営の基準

当該二以上の事業者のいずれか一の事業者（親法人）が、当該二以上の事業者のうち他の事業者（子法人）の全てについて、規則第8条の38の2各号のいずれかに該当すること。なお、親法人と孫法人（子法人が支配関係を有する法人）の関係は、議決権保有割合の要件を満たしていないことから認定の対象とならないこと。

(2) 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準

当該二以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が、規則第8条の38の3各号のいずれにも該当すること。なお、当該認定に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物以外の産業廃棄物の処理については、共同して行う必要はなく、各事業者が、自ら処理又は他人に委託して処理するなど、通常の産業廃棄物として適正に処理する必要があること。

2 認定の申請に係る手続（法第12条の7第2項等）

- (1) 認定の申請は、当該二以上の事業者が、共同して、規則様式第5号の2による申請書を当該申請に係る産業廃棄物の積卸し及び処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出して行うこと（規則第8条の38の4）。当該区域が二以上の都道府県にまたがる場合は、それぞれの区域を管轄する都道府県知事に申請し、申請した全都道府県知事から認定を受ける必要があること。

- (2) 申請書には、法第12条の7第2項第1号に掲げる事項に加え、規則第8条の38

の5第1項から第3項までの各号に掲げる事項を記載すること。また、同条第4項各号に掲げる書類及び図面を添付すること。

3 認定の効果等

(1) 排出事業者責任（法第12条の7第4項）

法第12条の7第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）のうち一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物についての法第12条の7第4項に掲げる規定の適用については、当該認定事業者のうち他の事業者も当該産業廃棄物の排出事業者とみなすこと。これにより、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を産業廃棄物処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことができる。また、例えば、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を認定事業者以外の者に委託する場合には、実際に排出した事業者のみならず、認定事業者のうち他の事業者も排出事業者とみなされることから、認定事業者全員で委託基準の遵守、産業廃棄物管理票の交付等が必要となること。また、この場合において、認定事業者の中に必要な手続をとらない者がいた場合などには、罰則等の対象となり得ること。

(2) 報告徴収等（法第12条の7第5項）

認定事業者のうちいづれか一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物についての法第12条の7第5項に掲げる規定の適用については、当該認定事業者全員を一の事業者とみなすこと。例えば、認定事業者に対し当該認定に関する報告徴収を行う場合には、認定事業者全員がその対象となること。この場合において、認定事業者の中に報告徴収を拒否する者がいた場合などには、罰則等の対象となり得ること。

(3) 欠格要件（法第12条の7第6項）

認定事業者のうちいづれか一の事業者に関する産業廃棄物処理業の許可取消し等の欠格要件に係る規定（法第12条の7第6項各号に掲げる規定）の適用については、当該認定事業者のうち他の事業者もまた産業廃棄物処理業者等とみなして欠格要件該当性の判断の対象とすること。例えば、認定事業者の中に欠格要件に該当した者がいた場合、認定事業者のうち産業廃棄物処理業者の許可が取り消されるとともに、これを踏まえ法第12条の7第10項の規定に基づく当該認定の取消しがあったときは、認定事業者のうち他の事業者も不利益処分に該当し影響が及ぶこと。

4 変更の認定の申請に係る手続（法第12条の7第7項及び第8項等）

(1) 認定事業者が当該認定に係る事項の変更をしようとするときは、共同して、規則第8条の38の6第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第5号の4による申請書を当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に提出して申請し、当該都道府県知事の認定を受けなければならないこと。また、当該申請書には、認定証及び当該変更に係る規則第8条の38の5第4項各号に掲げる書類又は図面を添付すること（規則第8条の38の6第2項）。ただし、登記事項証明書等の事前の取得が困難な書類を添付する場合には、基本的には書類が整った後遅滞なく、当該書類等を添付し、変更の認定の申請を行うこと。

(2) 二以上の都道府県知事から認定を受け、かつ、当該認定に係る変更の認定の申請書を提出していない都道府県知事がある認定事業者は、当該変更の認定を受けた後遅滞なく、当該申請書を提出していない都道府県知事に、規則第8条の38の6第3項各号に掲げる事項を通知すること。

5 軽微な変更の届出に係る手続（法第12条の7第9項等）

- (1) 認定事業者が当該認定に係る事項の軽微な変更（規則第8条の38の7各号のいずれにも該当しないものに限る。）をしたときは、共同して、当該変更の日から10日（登記事項証明書の添付を必要とする場合には30日）以内に、規則第8条の38の8第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第5号の5による届出書を当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に提出して届け出なければならないこと。また、当該届出書には、当該変更に係る規則第8条の38の5第4項各号に掲げる書類又は図面を添付すること（規則第8条の38の8第2項）。
- (2) 二以上の都道府県知事から法第12条の7第1項の認定を受け、かつ、当該認定に係る軽微変更の届出書を提出していない都道府県知事がある認定事業者は、当該届出をした後遅滞なく、当該届出書を提出していない都道府県知事に、規則第8条の38の8第3項各号に掲げる事項を通知すること。

6 認定証の交付

都道府県知事は、法第12条の7第1項の認定又は同条第7項の変更の認定をしたときは、当該申請者に対し規則様式第5号の6による認定証を交付すること（規則第8条の38の9）。認定証に記載する認定番号は、8桁の英数字で構成し、左から3桁目までは、産業廃棄物処理業者に係る許可番号の取扱いに準じて都道府県番号とし、右から4桁は、都道府県において自由に使える番号とし、左から4桁目は、法第12条の7第1項の認定であることを示す文字として、「S」を用いること。

7 認定の取消し等

認定事業者が規則第8条の38の2又は第8条の38の3に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、又は当該認定事業者が法第12条の7第7項又は第9項の規定に違反したときは、当該認定の取消しを行うことができる（法第12条の7第10項）。

8 廃止の届出（令第6条の7の2等）

- (1) 認定事業者が当該認定に係る収集、運搬若しくは処分の全部又は一部を廃止したときは、共同して、当該廃止の日から10日以内に、規則第8条の38の10第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第5号の5による届出書を当該廃止に係る区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならないこと。当該認定に係る収集、運搬又は処分の全部を廃止した場合には、当該届出書に、認定証を添付すること。
- (2) 二以上の都道府県知事から法第12条の7第1項の認定を受け、かつ、当該認定に係る廃止の届出書を提出していない都道府県知事がある者は、当該届出をした後遅滞なく、当該届出書を提出していない都道府県知事に、規則第8条の38の10第3項各号に掲げる事項を通知すること。

9 認定に係る収集運搬に係る表示及び認定証の写しの備え付け（規則第7条の2及び第7条の2の2）

認定事業者が運搬車を用いて当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び規則第7条の2の2第1項第4号に掲げる事項を車体の両側面に同条第3項の規定により鮮明に表示し、かつ、当該運搬車に認定証を備え付けておくこと（複数の都道府県知事から認定を受けた認定事業者にあっては、全ての認定番号を表示するとともに、全ての認定証を備え付けること）。なお、表示すべき名称及び認定番号が著しく多い場合は、当該事項については90ポイント以下の大きさの文字及び数字で表示しても差し支えない

こと。また、当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を船舶を用いて行う場合にも、
基本的には同様であること。

10 帳簿の記載・保存義務（令第6条の4等）

認定事業者は、当該認定に係る収集、運搬又は処分の状況を把握できるよう、帳簿
を備え、規則第8条の5第1項各号に掲げる事項を記載するとともに、これを保存す
ること。

11 報告（規則第8条の38の11）

認定事業者は、共同して、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間
における当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、規則第8条の38の
11各号に掲げる事項を記載した規則様式第5号の7による報告書を当該認定をした都
道府県知事に提出すること。

12 政令で定める市の長による事務の処理及び事務の区分（法第24条の2第1項並びに
令第27条第1項及び第2項等）

法第12条の7第1項の認定等に関して、都道府県知事が行うこととされている事務
は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の
長及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の長並びに大牟田市の長（以下「指
定都市の長等」という。）が行うこと。この場合においては、法の規定中当該事務に係
る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等
に適用があること。ただし、都道府県知事の管轄区域のうち、一の政令市の区域を越
えて当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行おうとする者に係る認定に関する
事務は、当該都道府県知事が行うこと。この場合においても、政令市の区域内で積替
施設を設置して収集運搬を行おうとする場合については、当該区域を管轄する指定都
市の長等の認定を受けなければならないこと。

法第12条の7第1項の認定等に関して、都道府県が行うこととされている事務は、
第一号法定受託事務とすること（法第24条の4及び令第28条並びに地方自治法別表
第1及び地方自治法施行令別表第1）。

13 場外保管の届出の適用除外

当該認定に係る産業廃棄物の保管は、法第12条第3項及び法第12条の2第3項の
規定による保管の届出を要しないこと（規則第8条の2の2第3号）。

14 その他

当該認定に係る事務の手数料の標準については、地方公共団体の手数料の標準に関
する政令（平成12年政令第16号）で定めたこと。

第三 事業の廃止等に伴う通知等の義務付け（法第14条の2第4項等）

1 産業廃棄物処理業等の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄
物等の処理を終了していない者及び産業廃棄物処理業等の許可を取り消された者であ
って当該許可に係る産業廃棄物等の処理を終了していない者は、遅滞なく、その旨を
当該処理の委託者に対し通知しなければならないこと（法第14条の2第4項、法第14
条の5第4項及び法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を
含む。））。

2 通知は、当該処理を終了していない産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出
事業者等の全てに対し、当該事業の全部若しくは一部を廃止した日又は許可を取り消
された日から10日以内に、当該事由が生じた年月日及び当該事由の内容を明らかにし

た書面又は電子ファイルを送付することにより行うこと（規則第10条の10の4及び第10条の10の6並びに環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第7条等）。

通知をしたときは、当該通知の日から5年間、当該通知の写しを保存すること（規則第10条の10の5及び第10条の10の7等）。

3・1又は2の違反に対しては、罰則の適用があること（法第29条第4号及び第5号）。

第四 産業廃棄物処理施設に対する停止命令等の明確化（法第15条の2の7）

法第15条の2の5第1項又は第2項の届出を行い、特例として一般廃棄物処理施設として設置された産業廃棄物処理施設について、施設の維持管理基準等の違反があった場合において、産業廃棄物処理施設としての停止命令等だけではなく、一般廃棄物処理施設としても停止命令等が行うことができるることを明確化したこと。

第五 有害使用済機器の保管等に関する届出制度の創設（法第17条の2等）

1 有害使用済機器の保管等に関する届出等（法第17条の2第1項等）

有害使用済機器の保管又は処分（再生を含む。以下第五において同じ。）を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。以下「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならないこと。

(1) 有害使用済機器

有害使用済機器とは、「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」（法第17条の2第1項）であり、具体的には令第16条の2に規定する機器であること。

「使用を終了し」とは、機器が全体として機能せず、かつ本来意図されている用途として使用できない状態になっていることをいうこと。なお、部品等の機器の一部のみが使用可能であっても、機器が全体として機能していない場合にあっては、使用を終了していると解して差し支えないこと。ただし、仮に機器の一部が機能しない場合であっても、修理が予定されている場合は、「使用を終了」しているとはいえないこと。

「収集された」とは、機器が行為として収集されたことをいい、有害使用済機器になる前の機器の所有者等自らが有害使用済機器の排出者となる場合は、「収集された」とはならないこと。

(2) 適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者（規則第13条の2）

有害使用済機器の保管等に関する届出を要しない適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者は、有害使用済機器の保管（当該保管と併せて行われる処分を含む。）を業として行おうとする者が規則第13条の2各号のいずれかに該当する場合に限られること。したがって、有害使用済機器の保管等を行う者が、規則第13条の2各号のいずれかに該当する場合には届出を要しないが、このいずれにも該当しない場合には当該保管等に係る届出を要することとなり、一の者であっても有害使用済機器の保管等の状況次第で届出の要否が異なること。なお、令第16条の2各号

に掲げる機器が廃棄物となったものの処理に係る許可等とは、金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等を含むものと解して差し支えないこと。

(3) 届出に係る手続

有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管又は処分を開始する日の10日前までに、規則第13条の3第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第35号の2による届出書を都道府県知事に提出して届出を行わなければならないこと（規則第13条の3第1項）。また、当該届出書には、規則第13条の3第2項各号に掲げる書類及び図面を添付すること（規則第13条の3第2項）。

(4) 変更の届出に係る手続

有害使用済機器保管等業者は、届け出た事項を変更しようとするときは、当該変更の10日前までに、規則第13条の4第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第35号の3による届出書を都道府県知事に提出して届出を行うこと（規則第13条の4第1項）。当該届出書には、当該変更に係る場所又は施設に関する規則第13条の3第2項第1号から第5号までに関する書類及び図面を添付すること（規則第13条の4第2項）。ただし、当該変更に規則第13条の3第1項第1号又は第8号の事項の変更がある場合には、当該変更に係る規則第13条の3第2項第4号又は第6号から第8号までの書類が整った後遅滞なく、当該書類等を添付した上記届出書を都道府県知事に提出して届出を行うこと（規則第13条の4第1項ただし書）。

2 保管及び処分に関する基準

有害使用済機器保管等業者は、令第16条の3各号（規則13条の5等を含む。）で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならないこと（法第17条の2第2項）。なお、処分の一部として保管が行われる場合には、当該保管については、令第16条の3第1号に規定する保管基準に従う必要があること（令第16条の3第1号）。

3 廃止の届出

有害使用済機器保管等業者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管又は処分の事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、規則第13条の11各号に掲げる事項を記載した規則様式第35号の4による届出書を都道府県知事に提出して行うこと（令第16条の4及び規則第13条の11）。

4 有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿

有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管等に関する帳簿を備え付け、規則第13条の12第1項の表に掲げる事項を記載すること。また、当該帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに記載を完了することとし、1年ごとに閉鎖し、事業場ごとに5年間保存すること（規則第13条の12）。

5 有害使用済機器の保管又は処分を業とする者についての規定の準用

都道府県知事による報告の徴収（法第18条第1項）、立入検査（法第19条第1項、第3項及び第4項）、改善命令（法第19条の3（第1号及び第3号を除く。））並びに措置命令（法第19条の5第1項（第2号から第4号までを除く。）及び第2項）の規定について、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用すること（法第17条の2第3項）。

6 政令で定める市の長による事務の処理及び事務の区分（法第24条の2第1項並びに令第27条第1項及び第2項等）

有害使用済機器の保管等に係る届出等に関する事務は、都道府県知事が行うこととされている事務は、指定都市の長等が行うこと。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があること。

有害使用済機器の保管等に係る届出等に関する事務は、都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とすること（法第24条の4及び令第28条並びに地方自治法別表第1及び地方自治法施行令別表第1）。

7 罰則の適用

有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者のうち、以下の者に対して、それぞれ罰則の適用があること。

- (1) 有害使用済機器に係る措置命令違反（法第25条第1項第5号）
- (2) 有害使用済機器に係る改善命令違反（法第26条第2号）
- (3) 有害使用済機器の保管又は処分の届出義務違反等（法第30条第6号）
- (4) 有害使用済機器に係る報告徴収及び立入検査の違反（第30条第7号及び第8号）

8 経過措置

この法律の施行の際現に有害使用済機器の保管又は処分を業として行っている者は、施行日から6月を経過する日（平成30年10月1日）までの間は、法第17条の2第1項の規定による届出をしないで、有害使用済機器の保管又は処分を行うことができる（改正法附則第3条）。

9 不適正処理の防止

8の者については、速やかに有害使用済機器の保管及び処分の基準への適合等の対応がなされることが期待されるが、一部の者は、当該基準に従った保管又は処分が困難であるとの判断等により事業が廃止される場合が想定される。この場合、排出先や処分先が確保されない有害使用済機器について、当該基準に従わない不適正な保管又は処分や、廃棄物として不法投棄等の不適正処理がなされる懸念があることから、改正法の施行後、当面の間は、こうした事態の発生に十分注意して対応されたいこと。

10 その他

1から9までに掲げる事項のほか、有害使用済機器の保管等に関する届出制度の詳細については、別途「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」を参照されたいこと。

第六 事業の廃止等に伴う措置（法第19条の10）

1 一般廃棄物に係る措置命令の規定の準用（法第19条の10第1項）

法第19条の10第1項各号に掲げる者が一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準。以下同じ。）に適合しない一般廃棄物（法第19条の10第1項各号に定める事項に係るものに限る。）の保管を行っていると認められるときは、市町村長（法第9条の10第1項の認定を受けた者については、環境大臣）は、必要な限度において、法第19条の10第1項各号に掲げる者に対し、一般廃棄物処理基準に従って当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとしたこと。

2 産業廃棄物に係る措置命令の規定の準用（法第19条の10第2項）

法第19条の10第2項各号に掲げる者が産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準。以下同じ。）に適合しない産業廃棄物（法

第19条の10第2項各号に定める事項に係るものに限る。)の保管を行っていると認められるときは、都道府県知事(法第15条の4の4第1項の認定を受けた者については、環境大臣)は、必要な限度において、法第19条の10第2項各号に掲げる者に対し、産業廃棄物処理基準に従って当該産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとしたこと。

「その他必要な措置」とは、産業廃棄物処理基準に従った保管をするために必要な措置をいい、自ら処分をすることまでは求めるものではないこと。

3 1又は2の違反に対しては、罰則の適用があること(法第26条第2号)。

第七 産業廃棄物管理票に係る罰則の引き上げ(法第27条の2)

産業廃棄物管理票及び電子マニフェストの使用に係る罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げたこと。

第八 施行期日(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令等)

- 1 改正法の施行期日は平成30年(2018年)4月1日としたこと。
- 2 ただし、情報処理センターへの登録及び報告期限等に係る規定は平成31年(2019年)4月1日とし、電子マニフェストの一部義務化関係の規定は平成32年(2020年)4月1日等としたこと。

第九 その他

- 1 再生利用認定制度に係る役員の変更の届出期間等(規則第6条の6の3等)
再生利用認定制度に係る役員の変更の届出について、その提出期限を役員に変更があった日から30日以内にするとともに、届出書に登記事項証明書の添付を求めることとしたこと。
- 2 様式の改正等
上記第一、第二及び第五等に係る様式の整備を行ったこと。第二に係る様式については、特別管理産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を明らかにする形で運用されたいこと。なお、規則様式第2号の13については、平成31年度と平成32年度以降とで様式が異なるので留意されたいこと。

建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について

厚生労働省労働基準局から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

基安化発 0420 第 2 号
平成 30 年 4 月 20 日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)

建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について

日頃から労働行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築物の石綿等の使用の有無の事前調査については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）において、建築物の解体・改修等作業を行う労働者を雇用する事業者にその実施を義務づける等の措置を講じているところです。

今般、これまでに集積された知見を踏まえ、建築物に係る事前調査において石綿含有建材の使用状況を適切かつ有効に把握するための主な留意点をとりまとめ、別添の通り都道府県労働局あて指示いたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、この内容等の周知に御協力を賜りますよう御願い申し上げます。

あわせて、事前調査を行う者に対する教育等に当たっては、下記にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 建築物に二つと同じ建築物はなく、事前調査を行う者は、過去の経験や建築の知識から類推して調査範囲を絞り込むようなことをせず、建築物や石綿含有建材は多様であるという認識の下、調査に臨むべきであること。
- 2 一方で、建築の知識無しに調査を的確に行うことは容易でなく、事前調査を行う者は、様々な事例の情報入手に努めるなど、自らの能力向上に不斷に取り組むべきであること。
- 3 事業者は、事前調査を行う者が関係団体の実施する講習を受講する機会を確保する等、その者の知識・能力等の向上を促進すること。

別添

基安化発 0420 第 1 号
平成 30 年 4 月 20 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)

建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について

建築物の石綿等の使用の有無の事前調査については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）において事業者にその実施を義務づけるとともに、当該事前調査が的確に行われるよう、関係省庁が整備した情報等の周知、石綿の調査に関する官民の資格を有する者による事前調査の実施についての指導啓発を行うほか、有識者による検討等を踏まえ、通知の発出、リーフレット、マニュアル及びテキストの作成を行うなど、累次にわたって施策を見直してきたところである。

今般、これまでに集積された知見を踏まえ、建築物に係る事前調査において石綿含有建材の使用状況を適切かつ有効に把握するための主な留意点を下記の通りまとめたので、周知啓発を図られたい。

併せて、本通達については、別添のとおり、関係事業者等団体の長宛て周知等を依頼したので了知されたい。

記

1 書面調査及び現地調査（目視、設計図書等による調査）

（1）書面調査

書面調査は、現地調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであることから、これを省略すべきでないこと。

なお、設計図書や竣工図等の書面は石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも建築物の現状を現したものとは限らないことから、書面調査の結果を以て調査を終了せず、石綿等の使用状況を網羅的に把握するため、現地調査を行うこと（2006（平成 18）年 9 月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く。）。

(2) 現地調査における石綿含有建材の使用状況の網羅的な把握

建築物の事前調査は、建築物の解体や改修作業等を行うことに伴う、石綿等による労働者の健康障害を防止するために行うためのものである。

このため、調査は、建築物のうち解体や改修作業等を行う部分について、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても網羅して行うこと。

(3) 石綿を含有する可能性のある建材及びその石綿含有の有無の判断

労働安全衛生法令における石綿等の対象含有率は、昭和 50（1975）年に石綿の重量が 5%を超えるもの、平成 7（1995）年に 1%を超えるもの、平成 18（2006）年 9 月に 0.1%を超えるものとなった。このため、石綿を含有する可能性のある建材について、平成 18 年 9 月以前に記載等された情報（裏面情報等）において単に石綿を含有しないとされていること自体を以て、石綿を含有しないものとは扱えないこと。なお、6 種類すべての石綿を対象にした情報でない場合は、石綿がないとの証明とならないことはもちろんであること。

石綿を含有する可能性のある建材のうち、現場施工のものや表示（裏面情報等）のない工場生産製品は、一般的に当該材料を特定することは困難であるため、当該材料が石綿を含有しないと明らかにするには分析が必要であること。

なお、石綿を含有する可能性のある建材の種類は、「石綿（アスベスト）含有建材データベース」の「関連情報」や「目で見るアスベスト建材」に例示されているので参考にできること。

(4) 同一と考えられる材料範囲の特定

例えば同一のフロア内・部屋内であっても、建築物等に補修・増改築がなされている場合や建材等の吹付けの色が一部異なる場合等複数回の吹付けや複数業者による施工が疑われるときには、それぞれの範囲ごとに別の材料として、独立して石綿の含有の有無を判断すること。

すなわち、同種類の製品等であっても、ある材料の分析結果や裏面情報等を以て、それとは同一と考えられない範囲の材料について石綿含有の有無の判断を行わないこと（別のものに判断を転用しない）（代表性の適切な判断）。

なお、改修工事等の仕上げでは、表面を同一色に塗装等されることも多く、表面の色が同一であることのみを以て改修が行われていないとの判断は容易に行わず、例えば天井板であれば点検口から裏面確認を行う等、必要な確認を行うこと。

2 試料採取

(1) 工場生産製品を含め、同一と考えられる建材であっても、製造段階におけるバラツキ等により、石綿の含有状況に変動がある場合がある。そのため、石綿則第 3 条第 2 項の分析により石綿なしを判定しようとする場合には、非意図的に混入した石綿の有無も確認することが必要であることから、分析方

法にかかわらず、同一と考えられる建材の範囲ごとに、原則として3箇所以上から試料を採取すること（変動性・均一性の適切な考慮）。

- (2) 採取後における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄する等、必要な措置を講じること。なお、目的とする材料に隣接している材料等が分析の際に混入しないよう、試料採取時や運搬時等に留意すること。

3 分析

平成26年3月31日付け基安化発0331第3号「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」によること。

4 事前調査における責任分担の明確化及び情報伝達

- (1) 事業者は、事前調査が適切に行われるよう、上記1から3までの一連の過程に携わる者の間における責任分担を明確にすべきであること。例えば、①同一と考えられる材料範囲の特定（代表性の適切な判断）、②同一材料範囲のうち試料採取する箇所の選定（変動性・均一性の適切な考慮）について判断を行う者を明確にした上で調査を実施すること。
- (2) 特に一部解体や改修の作業について、作業の範囲に応じて調査すべき建築物の範囲が異なってくることから、事業者は、調査すべき範囲を明確にするため、施工責任者等から調査責任者等に対して作業を行う範囲が適切に伝達されるよう必要な指示・依頼等を行うこと。
- (3) 事業者は、分析が適切に行われるよう、現地調査ないし試料採取の責任者等から分析者等に対して、採取した建材の種類など、分析を行うに当たって重要な情報が伝達されるよう必要な指示・依頼等を行うこと。

5 調査の記録

- (1) 石綿則第3条第1項及び第2項に基づく記録については、石綿含有建材の有無と使用箇所を明確にし、その際、
ア 石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す
イ 作業者へ石綿含有建材の使用箇所を的確に伝える
ウ 調査の責任分担を明確にする
等について記録として残すことを目的に作成すべきであること。

具体的には、アに関して、石綿を含有しないと判断した建材については、例えばメーカーの石綿非含有証明書、試料採取箇所を示す写真等や分析機関の分析結果報告書を添付すること。

また、ウに関して、①同一と考えられる材料範囲の特定、②同一材料範囲のうち試料採取する箇所の選定について、それぞれ、判断を行った者が特定できるよう記録を作成すること。

- (2) 石綿則第3条に基づく調査の記録は、石綿等による労働者の健康障害を防止するためのものであることから、第3条の調査に関して、解体等の作業

を伴わなければ確認の困難であった箇所等について、記録をしておくこと。

6 作業計画

石綿則第4条の作業計画は、石綿等による労働者の健康障害を防止するためのものであることから、当該計画において、第3条の調査に関して解体等の作業を伴わなければ確認が困難であった箇所等は、解体等の作業の段階で石綿含有建材の有無を確認するよう作業計画に盛り込むこと。

7 石綿ばく露・飛散防止の措置

現地調査や試料採取など事前調査のための一連の工程は、解体・改修工事全体で見たときに、労働者の石綿ばく露を最小化することを目的に行うものである。したがって、現地調査や試料採取において労働者が石綿にばく露しないようすることが基本である。

そのため、裏面確認等は、できるだけ建材の切断等による取壊しを伴わないよう、照明やコンセントなどの電気設備の取外し等により行うよう努めること。また、試料採取を行ったり、網羅的な調査のために現地調査において切断等による取壊しが必要な場合は、石綿則に基づく呼吸用保護具の着用や湿潤化等の措置を徹底すること。

その他、試料採取したときは、採取痕から粉じんを再飛散させないよう適切な補修の手段を講じること。

8 その他

上記1から7までの具体的留意事項については、厚生労働省の「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」や「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」等を参考にできること。

また、事前調査の関連では、以下のマニュアル等も参考になること。

ア 石綿（アスベスト）含有建材データベース（国土交通省、経済産業省）

<http://www.asbestos-database.jp/>

イ 目で見るアスベスト建材（第2版）（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3.html

ウ 建築物石綿含有建材調査マニュアル（平成26年11月、国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house Tk_000053.html

※地方公共団体職員向けに作成されたものだが、参考資料として、石綿に関する建築規制、石綿が多用されている箇所、見落としやすい石綿建材などの事例を掲載している。

水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する報告について

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

事務連絡

平成 30 年 5 月 11 日

公益社団法人全国産業資源循環連合会
会長 永井 良一 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する報告について

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 8 月 16 日に水銀に関する水俣条約が発効し、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策により、水銀の人為的な排出を削減し、地球的大規模の水銀汚染の防止を目指す取組が始まっています。廃棄の段階においては、水銀廃棄物について環境上適正な方法で管理することとされています。

国内においては、水俣条約の発効日と同日に、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号。以下「水銀汚染防止法」という。）が本格施行されました。当該法令においては、下記のとおり水銀等を貯蔵する者又は水銀含有再生資源を管理する者は、主務大臣への定期的な報告が義務づけられています。また、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に当たっては、指針において環境上適正な貯蔵及び管理のために措置を講ずることを求めています。

貴連合会におかれましては、水銀等の貯蔵又は水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するため、引き続き環境上適正な貯蔵及び管理のための措置を講じた上で、下記の報告について遺漏なきよう廃棄物処理事業者への周知等に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 水銀等の貯蔵に関する報告

(1) 報告の対象

以下の水銀及び水銀化合物、またそれらの混合物（水銀又は水銀化合物の含有量が全重量の 95% 以上であるもの）で、当該年度において事業所で貯蔵した最大量が 30kg 以上のもの。

（ただし、水銀含有再生資源及び廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものを除く）

- ・水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）
- ・塩化第一水銀
- ・酸化第二水銀
- ・硫酸第二水銀
- ・硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物
- ・硫化水銀（辰砂に含まれるもの）を含む。辰砂の場合は含有する硫化水銀の量が 30kg 以上の場合。）

- (2) 貯蔵に関する報告が求められる事項
別添の「水銀等貯蔵報告書様式」参照

2 水銀含有再生資源の管理に関する報告

- (1) 報告の対象

水銀等又はこれらを含有する物(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物(平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第一号)別表第3第27号に掲げるものに限る。)であって、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもの(廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)のうち有用なもの。

対象物質については、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドラインVer1.1」を参照のこと。

- (2) 管理に関する報告が求められる事項

別添の「水銀含有再生資源管理報告書」参照

3 提出期間

毎年度4月1日から6月30日までの間

(提出する水銀等の貯蔵又は水銀含有再生資源の管理に関する報告書に記入する報告事項については、前年度の4月1日から3月31日までの1年間の内容が対象。ただし、今年度の報告対象である平成29年度については、制度施行初年度であるため、水銀汚染防止法施行日の平成29年8月16日から平成30年3月31日までの期間が報告の対象。)

4 提出方法(廃棄物処理業に限る)

水銀等の貯蔵又は水銀含有再生資源の管理に関する報告は、書面により以下の提出先に持参又は送付

提出先：環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 特別廃棄物調査係
東京都千代田区霞が関1-2-2

なお、報告書の作成に際しては、以下の当省ホームページをご確認願います。

・水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドラインVer1.1(平成30年4月 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室・経済産業省製造産業局化学物質管理課)

(http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/tyozo_gl-1.pdf)

・水銀等の貯蔵に係る報告様式（様式、別紙1、別紙2）

<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/yousiki5-2.doc>

・水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン Ver1.1（平成30年4月 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室・経済産業省製造産業局化学物質管理課）

http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/saisei_gl-1.pdf

・水銀含有再生資源の管理に係る報告様式（様式、別紙1、別紙2）

<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/yousiki6-2.doc>

以上

【担当】

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制課 重松、光山、酒井

電話：03-5501-3157

優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について(通知)

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から通知がありましたのでお知らせいたします。

環循規発第 1806081 号
平成 30 年 6 月 8 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、御協力いただいているところである。さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 6 条の 9 第 2 号、第 6 条の 11 第 2 号、第 6 条の 13 第 2 号又は第 6 条の 14 第 2 号に掲げる者に該当するものとして、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する優良な産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。）を認定する、いわゆる優良産廃処理業者認定制度（以下「優良認定制度」という。）については、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成 23 年 3 月（平成 27 年 3 月改訂））に基づき運用いただいているところである。

優良認定制度における認定基準（以下「優良基準」という。）のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 9 条の 3 第 2 号、第 10 条の 4 の 2 第 2 号、第 10 条の 12 の 2 第 2 号又は第 10 条の 16 の 2 第 2 号に定める事業の透明性に係る基準については、同号に掲げる公表事項を一定期間継続して公表し、所定の場合に更新することとしている。しかしながら、各都道府県等において当該基準への適合性の判断に係る考え方が必ずしも統一されていないことから、優良認定を伴う許可に係る許可の更新の申請を行おうとする産業廃棄物処理業者に無用な負担を生じさせているとの指摘や、企業の実務運営等にそぐわない過度に厳格な運用により優良認定が受けられないとの指摘もなされている。これらの指摘を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年環境省令第 1 号）により、財務諸表等の公表については、企業の実務運営等に即した取扱いがなされるよう、規定の趣旨を明確化したところである。

このたび、財務諸表等以外の公表事項についても、優良認定制度の趣旨を踏まえて各都道府県等において制度の適切な運用がなされるよう、優良基準のうち事業の透明性に係る基準への適合性の判断等に係る考え方を以下のとおり示すこととしたので、通知する。貴職におかれでは、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 公表事項に係る情報を更新すべき場合について

優良基準のうち、規則第9条の3第2号、第10条の4の2第2号、第10条の12の2第2号又は第10条の16の2第2号に定める事業の透明性に係る基準については、同号に掲げる公表事項を対応する所定の場合に更新することとしている。当該基準の適合性については、1及び2並びに最新の企業情報を広く排出事業者等に公開するという事業の透明性に係る基準の趣旨に照らして判断されたい。また、速やかに最新の情報を更新する等、当該基準に係る軽微な補正のみによって優良基準を満たすことができるものは、補正させた上で優良認定を与えることが適当である。

1 変更の都度更新すべきもの

公表事項のうち、更新すべき場合を「変更の都度」としているものについては、変更後遅滞なく情報を更新すれば足りるものと解することが適当である。

2 一年に一回以上更新すべきもの

公表事項のうち、更新すべき場合を「一年に一回以上」としているものについては、排出事業者等が産業廃棄物処理業者に係る最新の情報を確認できるよう、少なくとも毎年必要な情報を更新すべきとの趣旨で規定しているものである。したがって、産業廃棄物処理業全体の優良化を図ることが優良認定制度の趣旨であることや、情報の集計時期の設定、更新時期の曜日のずれ等の更新に係る事務的な理由により毎年の更新日が前後する場合があることを踏まえ、これらの場合であっても、遅滞なく情報を更新すれば足りるものと解することが適当である。

一方、代表者等の氏名及び就任年月日、人員配置並びに運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況については、一年を超える期間変更がない場合も想定されるが、当該情報の変更がない場合であっても、排出事業者等が最新の情報を容易に確認できるよう、一年に一回以上の更新を求める趣旨で規定しているものであり、当該情報の変更がないにもかかわらず365日に一回以上の単純な更新記録を残すことまでを求めるものではない。したがって、複数項目について最終更新日をまとめて明記する等により、排出事業者等においてそれが最新の情報であることが認識可能な状態とすることをもって足りるものと解することが適当である。

第二 許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について

本通知の発出前に従前の優良認定を伴う許可に係る初回の許可更新を受けた産業廃棄物処理業者であって、公表事項の更新時期のみをもって優良認定を伴わない許可更新を受けた業者が、当該許可の更新期限の到来を待たずして令第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして当該許可の更新の申請を行う場合は、都道府県知事等は当該業者について優良基準への適合を審査し、優良基準を満たせば優良認定を与えることとする。本措置は、優良基準のうち事業の透明性に係る基準の運用の差異により、優良認定を受けることができなかった業者への配慮を目的とするものであるため、措置の対象となるのは、本通知の発出前に従前の優良認定を伴う許可に係る初回の許可更新を受けた産業廃棄物処理業者であって、公表事項の更新時期のみをもって優良認定を伴わない許可更新を受けた業者に限定する。

なお、当該優良認定を伴う更新の許可に係る許可の有効期間は、従前の許可の有効期間を2年延長するのではなく、当該更新の許可の日から7年間となる。

廃棄物の不適正処理の防止について

富山県 生活環境文化部 環境政策課

廃棄物の不適正処理（不法焼却、不法投棄など）については、違反行為をした従業員だけでなく、実際には犯罪を行っていない従業員を雇用する会社にも罰則が適用されるなど、厳しく規制されています。

また、平成29年6月に廃棄物処理法が改正され、電子マニフェスト登録の一部義務化や許可を取り消された者等に対する措置の強化など、不適正処理への対応が強化されています。

会員の皆様におかれましては、以下の内容を再度ご確認いただき、従業員等に廃棄物の適正処理について周知徹底くださるようお願いします。

1 廃棄物の不適正処理（不法焼却、不法投棄）の禁止について

○廃棄物の焼却の基準

廃棄物は、以下のような基準が守られている焼却炉でなければ焼却することができません。これらの基準は規模にかかわらずすべての焼却炉に適用されます。（次頁イメージ参照）

（廃棄物処理法施行令第3条第2号イ、第6条第1項第2号イ、法施行規則第1条の7、平成9年厚生省告示第178号）

- ・ 煙突先端以外から外気に燃焼ガスがもれないこと
- ・ 黒煙を排出しないこと
- ・ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われていること
- ・ 燃焼温度が800℃以上であること
- ・ 助燃バーナーが設置してあること
- ・ 燃焼室に温度計が設置してあること
- ・ 投入口に二重扉等が設置してあること（逐次投入方式の場合）

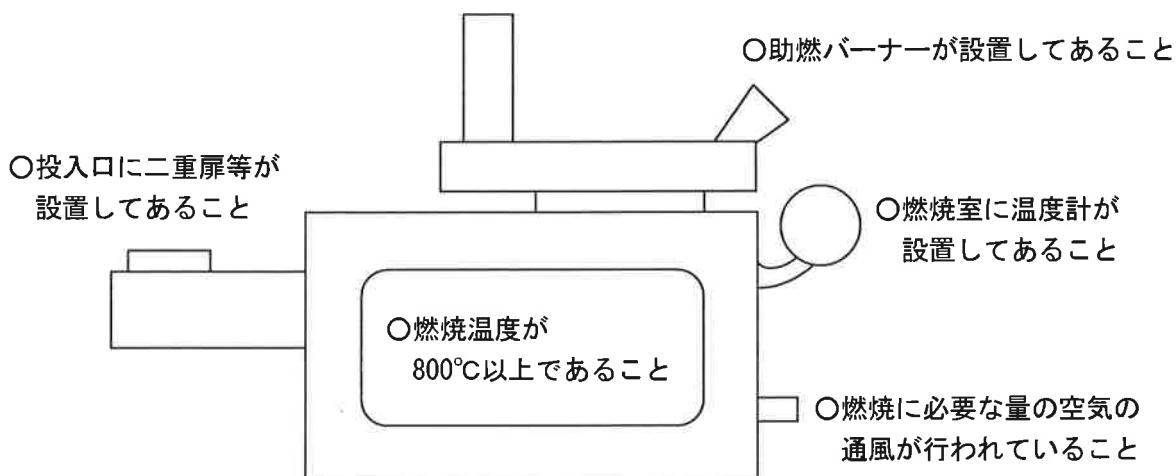
※ 廃プラスチック類で1日あたりの焼却処理能力が100kgを超える焼却炉など、一定規模以上の焼却施設の設置には許可が必要です。

○罰則

廃棄物処理法では、不法焼却、不法投棄をした者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科、法人に対しては3億円以下の罰金刑に科せられることがあります。未遂罪も適用されます。また、産業廃棄物処理業者が罰則を受けると、許可の取消処分を受けることになります。

基準を満たす焼却炉のイメージ

- 煙突先端以外から外気に燃焼ガスがもれないこと
- 黒煙を排出しないこと



2 廃棄物処理法の改正（H29. 6 改正）（廃棄物の不適正処理への対応の強化）について

（1）電子マニフェスト登録の一部義務化等

① 一部事業者の電子マニフェストの使用義務化（H32. 4 施行）

PCB を除く特別管理産業廃棄物の発生量 50 t 以上の事業場を設置する事業者が廃棄物の処理を委託する場合に電子マニフェストの使用を義務付け

② マニフェストの虚偽記載等に関する罰則の強化（H32. 4 施行）

1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に強化（従前は 6か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）

（2）許可を取り消された者等に対する措置の強化（H30. 4 施行）

許可を取り消され、又は事業の全部・一部を廃止した廃棄物処理業者で、委託された廃棄物の処理が終了していないものは、取消し等から 10 日以内に委託者に書面で通知することを義務付け

3 県の取組み

県内では、火災につながる事例や近隣住民からの煙による苦情の原因となるなど、野外焼却が問題となっております。このため、県や市町村、産業廃棄物協会等で構成する「富山県不法処理防止連絡協議会」では、春（5月18日から6月17日）と秋（9月頃を予定）を重点監視期間に設定し、監視パトロールを実施しています。

また、不法投棄の防止に向けて、県（不法投棄監視員）や市町村職員等が重点監視区域を設けて、監視パトロールを実施しています。

ご注意ください！変更を行った場合の手続きについて

富山県 生活環境文化部 環境政策課

ご注意ください！～変更を行った場合の手続きについて

1 変更届出の提出について

名称や住所、法人の代表者や役員、収集運搬車両等の変更を行った場合や、事業の廃止を行った場合は、届出が必要です。

法人の登記事項証明書が必要な変更届出については、変更後 30 日以内に、それ以外は 10 日以内に届出をしてください。

2 許可証の書換えについて

許可証の記載事項の変更については、産業廃棄物処理業許可証再交付等申請書の提出により許可証の書換えを受けることができます。

なお、平成 29 年 10 月 1 日時点で水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている場合は、以下の書類も合わせて提出してください。

① 収集運搬業

ア 事業計画書（様式第 6 号の 2 第 1 面、第 2 面、第 5 面及び第 7 面）

※ 積替え・保管を行う場合は第 3 面及び関係書類も添付

イ 現行許可証の写し

② 処分業

ア 事業計画書（様式第 7 号の 2、第 7 号の 3、第 7 号の 5）

イ 保管施設の維持管理の留意事項

ウ 保管場所平面図

エ 保管容量等計算書

オ 保管場所掲示板の図案

カ 現行許可証の写し

※ 詳細は、富山県環境政策課のホームページ「水銀廃棄物の取扱いについて」をご確認ください。

3 様式の変更について

平成 29 年 10 月 1 日から申請書（収集運搬業等）の様式が変更になりました。

申請時には、富山県環境政策課のホームページで公開中の様式を使用してください。

※ 主な変更：事業計画の概要を記載する様式、欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面 など

第四次循環型社会形成推進基本計画について

富山県 生活環境文化部 環境政策課

国では、平成25年5月に策定された現行計画を見直し、6月19日に第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定しました。

新たな計画では、平成28年5月の「富山物質循環フレームワーク」採択などを踏まえ、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の推進と環境再生」、「災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」について我が国が目指すべき将来像を描き、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

| 持続可能な社会づくりとの統合的な取組 | | | | |
|---|--|--|---|---|
| 地域循環共生圏 形成による 地域活性化 | ライフサイクル全体 での徹底的な 資源循環 | 適正処理の推進と 環境再生 | 災害廃棄物処理 体制の構築 | 適正な国際資源 循環体制の構築と 循環産業の海外展開 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物エネルギーの徹底活用 ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○廃棄物リサイクル分野のインフラの国際展開 | <ul style="list-style-type: none"> ○適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・安定的・効率的な処理体制 ・地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・環境産業全体の健全化・振興 ○環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・空き家・空き店舗対策 ○東日本大震災からの環境再生 | <ul style="list-style-type: none"> ○自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画 ・国民へ情報発信、コミュニケーション ○地域 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック協議会 ・共同訓練・人材交流の場、セミナーの開催 ○全国 <ul style="list-style-type: none"> ・D.Waste-Netの体制強化 ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・IT等最新技術の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援 |
| 循環分野における基盤整備 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○電子マニフェストを含む情報の活用 ○技術開発等(廃棄物分野のIT活用) | <ul style="list-style-type: none"> ○人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン) | | | |

図第四次循環型社会形成推進基本計画で示された国が実施すべき取組み

このうち、①地域循環共生圏形成による地域活性化については、人口減少・少子高齢化などを踏まえ、各地域・資源の特性に応じてなるべく狭い地域で資源を循環させていくこと、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環については、マテリアルリサイクルだけでなくエネルギー回収を含めた徹底的な循環を目指していくこと、③適正処理の推進と環境再生については、P C B や水銀などの適正処理を進めるとともに、マイクロプラスチックをはじめ廃棄物処理に伴う環境影響の解決を進めていくことなどが示されています。

また、こうした取組みを評価するための指標や数値目標、事業者に期待される役割など、今後の循環型社会の実現に向けた我が国的基本方針が示されておりますので参考にしてください。

(詳しくは <http://www.env.go.jp/press/105619.html>)